

『校長会伝達事項』②

教 育 長
令和5年 9月

【教職員の服務】

教育基本法第9条（教員）

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

地方公務員法第30条

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

「服務」・・・公務員が職務遂行上、または公務員としての身分に伴って守るべき義務ないし規律をいう。服務の監督は、一般には任命権者が行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条1項

市町村教育委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

学校教育法第37条4項

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

◆以上の規定から、校長は所属職員に対しては職務上の上司と解されている。つまり、**校長は教育委員会が担う服務の監督を分任しているのである。**

『職務上の義務』・・・勤務時間中に職務を遂行する上で守るべき義務

1. 服務の宣誓
2. 法令・上司の命令に従う義務
3. 職務専念義務 ⇒ 教員は承認を得て勤務場所を離れて研修を受けることができる。大学院修学休業制度がある。

『身分上の義務』・・・職務の内外を問わず守るべき義務

1. 信用失墜行為の禁止
2. 秘密を守る義務 ⇒ 退職後も守らなければならない。
3. 政治的行為の制限 ⇒ 教育公務員は国家公務員並みに厳しい。
4. 争議行為の禁止
5. 営利企業等の従事制限 ⇒ 本務に支障が無いと判断されたときのみ他の職を兼務、又は事業に従事できる。